## 議案第69号

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年矢巾町条例第11号)の一部を次のように改正する。

令和7年10月8日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年矢巾町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

#### 第17条 〔略〕

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の</u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは<u>、利用開始時の</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>

改正後

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

## 第17条 〔略〕

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表</u>の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児 又は幼児(以下「乳幼児」と いう。)の利用開始前の健康 診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開 始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断

3 • 4 〔略〕

3 • 4 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第 70 号

## 令和7年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)

令和7年度矢巾町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,926,697千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年10月 8 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 第1表

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳入

(単位:千円)

	款			項				補正前の額	補 正 額	計
15 県	支	出	金					1, 005, 286	2, 250	1,007,536
				2 県	補	助	金	345, 401	2, 250	347, 651
17 寄	附		金					203, 054	9, 700	212, 754
				1 寄	附	•	金	203, 054	9, 700	212, 754
18 繰	入		金					1, 048, 552	3, 260	1, 051, 812
				2 基	金 練	! 入	金	1, 014, 007	3, 260	1, 017, 267
	補正さ	:れな;	かった	款項にか	かる金	額		10, 654, 595		10, 654, 595
	歳		入	合	Ī	H		12, 911, 487	15, 210	12, 926, 697

歳 出 (単位:千円)

	款				項			補正前の額	補正額	計
2 総	務	費						2, 224, 755	7, 200	2, 231, 955
			1 総	務	管	理	費	1, 889, 939	7, 200	1, 897, 139
3 民	生	費						4, 606, 897	308	4, 607, 205
			1 社	会	福	祉	費	2, 299, 299	308	2, 299, 607
6 農	林 水 産 業	費						569, 340	0	569, 340
			1 農		業		費	547, 913	0	547, 913
7 商	工	費						107, 953	4, 500	112, 453
			1 商		エ		費	107, 953	4, 500	112, 453
8 土	木	費						1, 514, 293	121	1, 514, 414
			4 都	市	計	画	費	553, 674	121	553, 795
10 教	育	費						1, 156, 894	3, 081	1, 159, 975
			1 教	育	総	務	費	180, 315	0	180, 315
			2 小	学		校	費	271, 960	901	272, 861
			3 中	学		校	費	133, 308	601	133, 909
			4 社	会	教	育	費	223, 918	1, 500	225, 418
			5 保	健	体	育	費	347, 393	79	347, 472
	補正されなか	っった	款項にな	かかる	金額	į		2, 731, 355		2, 731, 355
	歳	出	合		計			12, 911, 487	15, 210	12, 926, 697

歳入歳出予算補正事項別明細書

# 1 総 括 歳 入

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 町 税	3, 994, 652		3, 994, 652
2 地 方 譲 与 税	167, 507		167, 507
3 利 子 割 交 付 金	1, 107		1, 107
4 配 当 割 交 付 金	8, 454		8, 454
5 株式等譲渡所得割交付金	3, 940		3, 940
6 法 人 事 業 税 交 付 金	83, 469		83, 469
7 地 方 消 費 税 交 付 金	858, 774		858, 774
8 環 境 性 能 割 交 付 金	12, 754		12, 754
9 地 方 特 例 交 付 金	27, 807		27, 807
10 地 方 交 付 税	2, 183, 437		2, 183, 437
11 交通安全対策特別交付金	3, 052		3, 052
12 分 担 金 及 び 負 担 金	123, 343		123, 343
13 使 用 料 及 び 手 数 料	77, 482		77, 482
14 国 庫 支 出 金	2, 013, 873		2, 013, 873
15 県 支 出 金	1, 005, 286	2, 250	1, 007, 536
16 財 産 収 入	16, 597		16, 597
17 寄 附 金	203, 054	9, 700	212, 754
18 繰 入 金	1, 048, 552	3, 260	1, 051, 812
19 繰 越 金	480, 237		480, 237
20 諸 収 入	68, 810		68, 810
21 町 債	529, 300		529, 300
歳 入 合 計	12, 911, 487	15, 210	12, 926, 697

歳 出 (単位:千円)

									補	正	額	Ø	財	源	内	訳
			款			補正前の額	補正額	計		特	定	財	源			An all Net
									国県支出	出金	地	方 債	そ	の他		一般財源
1	議		会		費	129, 687		129, 687								
2	総		務		費	2, 224, 755	7, 200	2, 231, 955								7, 200
3	民		生		費	4, 606, 897	308	4,607,205								308
4	衛		生		費	969, 444		969, 444								
5	労		働		費	29, 490		29, 490								
6	農	林水	産	業	費	569, 340		569, 340								
7	商		工		費	107, 953	4, 500	112, 453	2	, 250						2, 250
8	土		木		費	1, 514, 293	121	1, 514, 414								121
9	消		防		費	407, 166		407, 166								
10	教		育		費	1, 156, 894	3, 081	1, 159, 975						9, 700		$\triangle 6$ , 619
11	災	害	復	旧	費	2, 200		2, 200								
12	公		債		費	1, 184, 367		1, 184, 367								
13	諸	支		出	金	1		1								
14	子		備		費	9,000		9,000								
		歳出	合	計		12, 911, 487	15, 210	12, 926, 697	2	, 250				9, 700		3, 260

歳 入

#### 2 歳 入

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

節 説 目 補正額 計 明 補正前の額 区分 金 額 1 総務費県補助金 12,996 2, 250 15, 246 6 地域経営推進費補 地域経営推進費補助金の増 2, 250 2, 250 助金 計 345, 401 2,250 347, 651 (款) 17 寄附金 (項) 1 寄附金 2 総務費寄附金 12,700 1 総務費寄附金 9,700 まち・ひと・しごと創生寄附金(企業版ふるさと納税) 3,000 9,700 の増 9,700 計 203, 054 212, 754 9,700 (款) 18 繰入金 (項) 2 基金繰入金 1 財政調整基金繰入 3, 260 909, 381 1 財政調整基金繰入 財政調整基金繰入金の増 3, 260 3, 260 906, 121 金 金 計 1,014,007 3, 260 1,017,267

(単位:千円)

歳

出

#### 3 歳 出

(単位:千円) (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 補 正 額 の 財 源 内 訳 節 計 目 補正前の額 補正額 定財 源 説 明 金 一般財源 区 分 額 国県支出金 地方債 その他 7,200 24 積 立 金 8財政調整 249, 392 7, 200 256, 592 ◎財政調整基金積立事業の増 7,200 7, 200 基金費 ○財政調整基金積立事業の増 7, 200 財政調整基金積立金 7,200 計 7, 200 1, 897, 139 7,200 1, 889, 939 (款) 3 民生費 1 社会福祉費 (項) 5保養セン 54, 789 308 55,097 308 12 委 託 料 308 ○国民保養センター管理運営事業 ター費 の増 308 ○国民保養センター維持管理事 業の増 308 国民保養センター建物調査業 務委託料 308 2, 299, 299 308 2, 299, 607 308 計 (款) 6 農林水産業費 (項) 1農業費 書 8ダム管理 18,665 0 18,665 11 役 務 990 | ◎ダム維持管理事業 費 ○ダム維持管理事業 12委 託 料  $\triangle 2,219$ 手数料 990 煙山ダム草刈業務委託料  $\triangle 2,219$ 14工事請負費 1,229 工事請負費 1,229 547, 913 547, 913 計 (款) 7 商工費 (項) 1 商工費 4観光費 23, 566 2, 250 4,500 ◎観光資源管理運営事業の増 4,500 28,066 2,250 14 工 事 請 負 費 4,500 ○ひまわりパーク維持管理事業

2 総務費

4,500

4,500

の増

工事請負費

(款) 7	商工費			(項)	1 商工費								
				補	正 額 の	財 源 内	訳		節				
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	40.01 Not	_		^	der	説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区	分	金	額		
計	107, 953	4, 500	112, 453	2, 250			2, 250						
(款) 8	土木費			(項)	4 都市計画	費				+			
1都市計画 総務費	258, 467	121	258, 588				121	17備品	購入費		121	<ul><li>◎施設管理運営事業の増</li><li>○矢幅駅東西自由通路等維持管</li></ul>	121
												理事業の増	121
												矢幅駅前広場用備品購入費	121
計	553, 674	121	553, 795				121						
(款) 10	教育費			(項)	1 教育総務	費							
3教育振興 費	103, 142	0	103, 142			7, 200	△7, 200					財源更正	
計	180, 315	0	180, 315			7, 200	△7, 200						
(款) 10	教育費			(項)	2 小学校費								
2教育振興 費	105, 243	901	106, 144			900	1	10 需	用 費	△16	, 705	<ul><li>◎小学校教育振興事業の増</li><li>○小学校教育振興事業の増</li></ul>	901 901
<del>!</del>									料及び借 料		706	消耗品費 使用料及び賃借料	$\triangle 16,705$ $16,706$
								17 備 品	購入費		900	児童用図書購入費	900

900

1

計

271, 960

901

272, 861

(款) 10	教育費			(項)	3 中学校費							
2教育振興 費	58, 908	601	59, 509			600	1	10需	用 費	△8, 183	<ul><li>◎中学校教育振興事業の増</li><li>○中学校教育振興事業の増</li></ul>	601 601
月   								13使用 賃	料及び借 料		消耗品費 使用料及び賃借料	△8, 183 8, 184
								17備品	購入費	600	生徒用図書購入費	600
計	133, 308	601	133, 909			600	1					
(款) 10	教育費			(項)	4 社会教育9	費	'					
1社会教育 総務費	75, 196	500	75, 696				500		金、補助交付金		<ul><li>◎芸術文化振興事業の増</li><li>○芸術文化振興事業の増</li><li>芸術文化協会補助金</li></ul>	500 500 500
2公民館費	51, 800	1,000	52, 800			1, 000		17 備 品	, 購 入 費	1,000	<ul><li>◎矢巾町公民館事業の増</li><li>○矢巾町公民館運営事業の増 教育用図書購入費</li></ul>	1,000 1,000 1,000
計	223, 918	1, 500	225, 418			1,000	500					
(款) 10	教育費			(項)	5 保健体育家	費						
1保健体育 総務費	11, 709	79	11, 788				79		金、補助交付金		<ul><li>◎体育総務事業の増</li><li>○体育総務事業の増</li><li>各種大会出場補助金</li></ul>	79 79 79
計	347, 393	79	347, 472				79					